

令和3年 第10回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年6月1日(火)
開会 午後4時00分 閉会 午後5時10分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第41号 京丹後市保幼小中一貫教育研究推進協議会委員の委嘱について
 - (2) 議案第42号 京丹後市史跡整備検討委員会委員の委嘱について
 - (3) 報告第9号 京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について
 - (4) 報告第10号 京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について
 - (5) 報告第11号 京丹後市学校運営協議会委員の委嘱について
 - 【追加議案 報告第12号、報告第13号】
 - (6) 報告第12号 公文書部分公開決定等に係る審査請求について
 - (7) 報告第13号 市立幼稚園におけるパワーハラスメントを起因とする損害賠償請求訴訟に係る判決について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ① 6月学校行事予定について
 - ② 6月保育所・こども園行事予定について
 - ③ 生涯学習課6月の行事予定について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全10頁)
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名

する。

令和3年6月23日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説明者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
- 教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
- 子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
- 文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和3年 第10回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

本日は、耐震改修等工事が完了した丹後地域公民館と、丹後小学校でのタブレットや電子黒板を活用した授業の参観等の視察、御苦労様でした。

例年よりもかなり早い梅雨入りで、当初は梅雨の末期のような大雨がありましたけれども、その後晴れの日が多くなり初夏を思わせる陽気となっています。

ただ、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が6月20日まで再延長となり、学校現場では中学校の合唱祭の延期、延期した小学校の運動会の再延期や実施方法の変更、延期期間中に予定していた2校の修学旅行の延期など、教育活動にも影響がかなり出ており、今後の学校経営が懸念されるところです。

そうした中ですが、再延長のタイミングで、市内の感染状況が落ち着いていることも考慮して、青少年健全育成に係るスポーツ団体指導者の皆様から要望の強かった、小中学校等の施設を使った活動を、中学校の部活動の基準に準じて可とすることとしました。今後も状況を踏まえながら、教育現場と教育委員会事務局との連携を一層強め、コロナ禍であってもできる限りの子どもたちの活動の保障をしていきたいと考えているところです。

また、教育委員の皆様もお聞き及びのことかも知れませんが、京丹後市は先日SDGs未来都市に、府内3番目の都市として京都市と併せて国から選定されました。SDGsの17の目標達成のためには、教育の果たす役割が大きいと考えていますので、現場に負担のかかりすぎない配慮をしながら、その趣旨の理解と態度の育成について、今後、市長部局とも連携しながら検討していきたいと考えているところです。

本日は、「京丹後市保幼小中一貫教育研究推進協議会委員の委嘱について」をはじめ2議案の審議と報告5件を予定しています。どうぞよろしくお願ひいたします。

〈松本教育長〉

それでは、令和3年第8回教育委員会（5月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長の動静を報告させていただきます。

【教育長動静報告】

〈松本教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願ひいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第41号及び議案第42号の2議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第41号及び議案第42号の2議案については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第41号及び議案第42号について同意)

〈松本教育長〉

これより会議を公開とします。

次に、報告第9号「京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

報告第9号「京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

障害のある児童等に対し、発達や障害の実態に応じた就学及び教育的支援に関する調査等を行うため、京丹後市教育支援委員会を設置しています。

今回、この規則の第3条の規定に基づき、令和3年4月1日付で別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告をさせていただきます。任期は令和4年3月31日までとなります。

人事案件であるため事前に審議いただくべきものでございますが、例年関係機関からの推薦により委嘱を行っておりますので、今定例会での報告とさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第9号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

次に、報告第10号「京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」を議題

とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第10号「京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

本日、正誤表と委員名簿の差し替えを配付させていただいています。

京丹後市学校給食献立作成委員会は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、学校給食の献立その他の学校給食の内容について必要な事項を協議するために設置をしています。

設置要綱第3条の規定に基づき、令和3年4月1日付で別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告をさせていただきます。任期は第4条のとおり年度の末日令和4年3月31日までとなります。

人事案件であるため事前に審議いただくべきものでございますが、関係機関からの推薦により委嘱を行っておりますので、今定例会での報告とさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

<松本教育長>

報告第10号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

この委員会のメンバーに推薦するというのは、業者の方もいらっしゃると思うのですが、給食の方で管理栄養士等の免許を持った人でなければならないとか、そういう括りはあるのですか。

<小坂学校教育課長>

おっしゃいますとおりに委嘱をする方につきましては、養護の先生、栄養教諭さん、また、調理師の中の師長さんというような、例年そういった方の中から推薦をいただいているような形で運営しています。

<野木委員>

食育という観点も随分含んでいると思うのですが、そういった免許を持っていなければ

ばならないということがあるのでしたら別ですが、専門職ではない人の意見があってもよいのではないかなと思うのです。

それと、特に最近男女平等というようなことも謳われていますので、女性の委員が占める割合が多いため、もう少し男女均等を目指すべきだと思いますし、食育に精通されている方も入るべきではないかなと、そんな思いがしました。別にこの方々に異議があるわけではありませんが以上です。

<松本教育長>

ありがとうございます。そのほか御意見、御質問等ありますでしょうか。

次に、報告第11号「京丹後市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第11号「京丹後市学校運営協議会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

学校運営協議会の委員につきましては、前回御報告をさせていただいたところですが、今回、委員のうち、峰山学園の峰山町公民館連絡協議会会長の交代があったため、京丹後市学校運営協議会規則第9条の規定により、前任者の残任期間として新たな委員につきまして令和4年3月31日までとして委嘱をいたしましたので、今定例会での報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

<松本教育長>

報告第11号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

続きまして、追加報告を2件準備しています。

初めに、会議の非公開についてお諮りいたします。

報告第12号及び報告第13号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号

の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第12号及び報告第13号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第12号及び報告第13号について報告)

〈松本教育長〉

これより会議を公開とします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈引野教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

① 6月学校行事予定について

② 6月保育所・こども園行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して、何か御質問等がありますでしょうか。

〈田村委員〉

学校行事予定の緊急事態宣言延長についての対応のところで確認したいのですが、外

部の方たちが来るものを遠慮ということで、運動会等々中止ということですが、ここにある参観とか合唱祭とか親子行事等は、それぞれ学校判断ということですか。

〈久保総括指導主事〉

緊急事態宣言延長期間は、授業参観は実施しないということで市として統一させていただいています。しかしながら、市内の方への施設開放等もあるということから、今回、外部講師として少人数であれば子どもたちの指導に関わっていただくということをこの6月1日からは認めているので、例えば子どもたちへの読み聞かせボランティアは入っていただくとか、地域のことを学ぶために地域の方に少し教えていただくということは6月1日から認めています。

〈田村委員〉

大変難しい判断になると思いますいろいろな声もあると思いますが、できるだけ予定どおりいろいろな行事を子どもたちのために、何とかできる形でしていただけたらなというふうに要望したいと思います。

〈久保総括指導主事〉

はい。各学校、感染対策を最優先にしながら子どもたちの学びを止めないということを中心に進めていますので、各学校長のほうにもその思いを伝えたいと思います。ありがとうございます。

〈松本教育長〉

そのあたりで生涯学習課の所管する社会体育施設等の、青少年のあたりのところを少し補足をお願いします。

〈川村生涯学習課長〉

御案内のとおり、生涯学習課が所管しています社会教育施設、体育施設につきましても、今回の6月1日から20日にかけての緊急事態宣言の再延長に伴いまして、一部市民の方に御利用いただけるように緩和をさせていただいたところです。

基本的な考え方としましては、市民の方の利用と、2時間以内の利用というようなことを基本に、市全体の他の施設等との兼ね合いもございますので、そういったところで今回は決定をさせていただいたところです。

小学校、中学校の体育館ですとかグラウンドにつきましても、もちろん学校の中では

今までから使っていただけるのですが、市民への開放という意味では、一部区別をしておいて、社会人が体育館やグラウンドを使っていただくのは今までどおり利用禁止という制限をかけたままになっていますが、例えば少年野球ですとか、サッカーですとか、バレーボールですとか、小学生の子どもたちが大人の指導に基づいて行っている競技等につきましては、そちらの施設を2時間以内で使っていただけるということで緩和をしたところですよ。以上です。

<松本教育長>

小中学校に限っては中学校の部活に準じた形で一部の緩和をしているということで、先ほど田村委員が言われたように、なるべくそういう機会は十分に新型コロナウイルス感染症対策をしながらということになっています。

ほかに何かありませんか。

<野木委員>

この議案や報告以外の質問でもよいでしょうか。

新聞等でも報道されていますが、高槻市の小学校での、体育の授業でのマスクの件です。京丹後市の方針をお聞かせ願いたいのですが。

<久保総括指導主事>

文部科学省のほうから、体育の授業に関しては子どもたちに対してはマスクをする必要はありませんというあたりが出ていますので、そのあたりを伝えていきます。気候も暑くなってきましたので、今回再延長となったときの指導の注意点としては、体育の授業におけるマスクについては外すように指導するというところを一文入れさせていただいて、指導のほうを徹底しているところですよ。

<野木委員>

今日、丹後小学校へ視察に行きますと、よい気候のもと体育をしていました。何人かはマスクをしながらグラウンドを走っている児童が見受けられました。私の感覚では、恐らく先生方は児童に任せている部分もあるのかなと、そんな捉え方をしていたのですが、そういったことはないのでしょうか。

<久保総括指導主事>

できる限りマスクを着けておくことというのは、体育の活動面のときにはもちろんマ

マスクを外すことを指導するのですが、グループで何かの相談や作戦をするとき等は着けるということも指導の中にも入っていますので、逆に言えば、体育の指導中に教員のほうが外すことを指導しないと、子どもたちはつついそのままになってしまうというところがあるので、今御指摘いただいたとおり、やはり熱中症等の命の部分として、新型コロナウイルス感染症対策も大事なのですけれども、やはりそちらの対策が大事になってくると思いますので、今回改めて外すよう指導することという一文を入れさせていただいて徹底を図っている次第です。

また、今日そういうことがあったということであれば、今度の小中学校の校長会のほうでもその部分は指導させていただきます。

<川村生涯学習課長>

今のことに関連して1点説明させていただきます。

先ほどの、施設を一部開放することに伴いまして、京丹後市内の青少年スポーツ協会の加盟団体の皆様ですとか、文化協会ですとか、関係団体の皆様に施設利用のことで31日付で通知を出しているのですが、その中にも今のマスクの件は、特にスポーツの関係で活動中はマスクを外すように、そして休憩中やミーティングなどのときには着用するというので、指導者の方に理解していただけるように記載をさせていただいています。以上です。

<松本教育長>

ただ、一部、保護者の方針であったり、高学年とか中学生になると本人の意思というものもあるので、一概には難しいところもありますが、基本的には熱中症対策というところはこの時期の最優先かなと思って指導もしているところです。

<安達委員>

スポーツのときもそうですが、これから暑くなって、本当に真っ赤な顔をしてマスクをして登下校をしています。帰りは特に暑いみたいで、そのときの学校の指導はどのようにされているのか聞かせてください。

<久保総括指導主事>

現在、家庭内感染が一番感染経路として多いというところで、原則マスクを着けての登下校ということは指示をさせていただいています。ただし、先ほどの体育と同じですが、この暑さというところで、気温等だけではなく暑さ指数等もしっかり把握をして、その場合は距離を取って外すことも可というふうには指導させてもらっていますので、

本当に真っ赤っかになりながら歩いている子たちもいますので、そのときには高学年の子が低学年にそういう声掛けができるようにという指導も必要かと思っています。以上です。

<安達委員>

ありがとうございます。やはりきめ細かい指導が必要だなと思います。子どもは放っておくと、暑かろうがどうだろうがマスクをしていますし、やっぱり言ってもらいと、外していいんだなとわかりますが、低学年になるほど勝手に外すということはしません。だから、そういうところの指導をお願いしたいなと思います。

<松本教育長>

そのほかよろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上で第10回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

<閉会 午後5時10分>

[6月臨時会 令和3年6月18日(金) 午後2時00分から]